○総務省告示第二百三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

一　名称　日米豪共同訓練実施部隊（オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国）

二　国外派遣期間　令和八年六月二十三日から令和八年七月十六日まで

三　派遣人数（概数）　四十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国

○総務省告示第二百三十一号

無線機器型式検定の合格者の名称について、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第十一条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

変更後の合格者の名称	変更前の合格者の名称	変更年月日
パナソニック株式会社	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	令和八年四月一日

○総務省告示第二百三十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行ったので、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社アイキャスト	第ＺＺ００００１―００００３号	令和八年四月一日	北海道札幌市、函館市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩町、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、歌登町、利尻町、礼文町、利尻富士町、幌延町、豊富町、稚内市、旭川市、留萌市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市、網走市、北見市、遠軽町、湧別町、佐呂間町、大空町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、津別町、美幌町、大空町、女満別町